

令和3年門審第38号

裁 決

漁船A手漕ぎボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

指定海難関係人 b

職 名 B操縦者

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年8月18日07時44分

山口県奈古漁港筒尾地区西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

手漕ぎボートB

総 ト ン 数 4.8トン

全 長

2.78メートル

登 録 長 11.74メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 90

### 3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部左舷側に舵輪及び魚群探知機を、同部右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備した採介藻漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年8月18日07時20分奈古漁港奈古地区の係留地を発し、阿武町木与北方沖合の漁場に向かった。

また、a受審人は、Aが13.0ノットの速力で航行すると船首部が浮上し、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けた姿勢で前方を見ると、船首左舷方に約12度及び同右舷方に約7度の各範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、07時38分半大平瀬灯台から189度（真方位、以下同じ。）1.7海里の地点で、針路を348度に定め、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

07時42分a受審人は、大平瀬灯台から204度1,850メートルの地点に達したとき、正船首800メートルのところに、船首を東方に向けた手漕ぎボートBを視認することができ、ほぼ同じ方向を向いて移動しないことから、漂泊していることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったが、一見して前路に船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張

りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく続航し、07時44分大平瀬灯台から226度1,300メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの右舷船首部に前方から78度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、シーカヤックと称する1人乗り用ポリエチレン製手漕ぎボートで、b 指定海難関係人が救命胴衣を着用して単独で乗り組み、釣りの目的で、船首尾とも0.1メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、同日06時30分奈古漁港筒尾地区を発し、同地区西方沖合の釣り場に向かった。

b 指定海難関係人は、07時30分衝突地点付近に到着し、漂泊して釣りを始め、07時41分船首が北東方を向いていたとき、右舷船尾方1,200メートルのところ、北上するAを初認し、航走波に備えて船首を東方に向けた。

07時42分b 指定海難関係人は、衝突地点で、船首が090度を向いていたとき、Aが右舷船首78度800メートルのところとなり、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めたが、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、ダブルブレードパドルを使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b 指定海難関係人は、07時44分少し前Aとの衝突の危険を感じ、大声で叫んだものの、効なく、Bは、船首が090度に向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷を、Bは、右舷船首部外板

に擦過傷等をそれぞれ生じ、b 指定海難関係人が、右立方骨剥離骨折等を負った。

(航法の適用)

本件は、奈古漁港筒尾地区西方沖合において、航行中のAと漂流中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は特別法の適用海域ではないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、奈古漁港筒尾地区西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、奈古漁港筒尾地区西方沖合において、漁場に向けて航行する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、一見して前路に船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けずまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 指定海難関係人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年8月23日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也